

## 熊本大学病院長候補者選考基準

令和5年10月 3日

熊本大学病院長候補者選考委員会

### 【求められる資質及び能力】

医師免許を有し、医療法（昭和23年法律第205号）の規定（※1）に則った者であるとともに、人格が高潔で学識に優れ、次世代の医療に貢献すべく先端医療研究の推進、優れた医療人の育成および病院の管理運営に関し識見を有し、以下の全てに合致する者

#### 1. 医療安全管理業務に対する知見・経験

高度かつ先端的な医療を提供する特定機能病院の管理者として、医療安全管理について十分な知見を有するとともに、医療法施行規則第6条の3第1項第7号の規定及び当該規定に係る通知に掲げられた業務の経験（※2）を有する者

#### 2. 病院の管理運営・経営に必要な能力

病院職員の意見反映に留意しつつ、医療を取り巻く様々な外的変化に適切に対応し、強いリーダーシップと経営手腕を持って病院経営にあたるとともに、病院の管理者として適切な管理運営ができる者

#### 3. 熊本大学病院に求められるミッションの遂行

「本院は、高度な医療安全管理によって、患者本位の医療を実践し、医学の発展及び医療人の育成に努め、地域の福祉と健康に貢献する。」という熊本大学病院に求められるミッションについて、熊本大学全体の方針を理解した上で確実に遂行できる者

選考基準に示した規定等（※1、※2）の内容については、次のとおり。

## ※1 医療法の規定

### ○医療法第10条

病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が医業をなすものである場合は臨床研修等修了医師に、歯科医業をなすものである場合は臨床研修等修了歯科医師に、これを管理させなければならない。

2 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が、医業及び歯科医業を併せ行うものである場合は、それが主として医業を行うものであるときは臨床研修等修了医師に、主として歯科医業を行うものであるときは臨床研修等修了歯科医師に、これを管理させなければならない。

### ○医療法第10条の2

特定機能病院の開設者は、前条の規定により管理させる場合は、厚生労働省令で定めるところにより、第16条の3第1項各号に掲げる事項の実施その他の特定機能病院の管理及び運営に関する業務の遂行に関し必要な能力及び経験を有する者を管理者として選任しなければならない。

## ※2 医療法施行規則第6条の3第1項第7号の規定及び当該規定に係る通知に掲げられた業務の経験

### ○医療法施行規則第6条の3第1項第7号

法第4条の2第1項の規定により特定機能病院と称することについての承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。（1～6 略）

#### 7 管理者の医療に係る安全管理の業務の経験

### ○医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（厚生省健康政策局長通知）

#### 第1 特定機能病院に関する事項

##### 2 承認手続等

(3) 平成28年改正省令による改正後の医療法施行規則第6条の3第1項第7号に規定する「管理者の医療に係る安全管理の業務の経験」とは、下記のいずれかの業務に従事した経験を有するものであること。

① 医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者の業務

② 医療安全管理委員会の構成員としての業務

③ 医療安全管理部門における業務